

○後志広域連合財務規則

〔平成19年7月20日
規則第1号〕

改正 平成22年3月9日規則第3号

改正 令和3年3月16日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計管理者の事務の代理者)

第2条 地方自治法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理すべき職員は、事務局長とする。

(出納職員)

第3条 広域連合長は、会計管理者の事務を補助させるため、別表第1に掲げる課にそれぞれ同表に定める出納職員を置く。

2 広域連合長は、会計管理者をして別表第1に定めるところによりその事務の一部をそれぞれ出納員に委任させる。

3 広域連合長は、前項の規定により委任を受けた出納員をして、別表第1に定めるところにより、その事務の一部をそれぞれ現金取扱員及び物品取扱員に委任させる。

(出納職員の任免)

第4条 出納員、会計員及び物品取扱員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、別に出納員、現金取扱員及び物品取扱員を命ずることができる。

(釣銭の保管)

第5条 会計管理者は、釣銭として現金を出納員に保管させる必要があると認める場合は、当該出納員に歳計現金を保管させることができる。

2 前項に定める現金の最高限度額及び保管手続は、会計管理者が別に定める。

(準用)

第6条 広域連合の財務については、前各条に掲げる場合を除くほか、蘭越町財務規則（平成30年蘭越町規則第9号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「蘭越町」とあるのは「後志広域連合」と、「町長」とあるのは「広域連合長」と、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、広域連合における税の滞納整理に関し必要な事項は、後志広域連合滞納整理条例施行規則（平成19年後志広域連合規則第2号）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月24日から適用する。

附 則（平成22年規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

出納職員配置及び事務委任

課 名	配 置 す る 出 納 職 員	事 務 委 任 事 項	
		出 納 員	現 金 取 扱 員
総務課	出 納 員 現金取扱員 物品取扱員	負担金の収納・保管事務	負担金の収納・保管事務のうち、出納員が指定するもの
税務課	出 納 員 現金取扱員 物品取扱員	歳入歳出外現金の収納・保管事務（現金取扱員へ委任した事項を除く）	歳入歳出外現金の収納・保管事務のうち、出納員が指定するもの
国民健康保険課	物品取扱員		
介護保険課	出 納 員 現金取扱員 物品取扱員	介護保険料の収納・保管事務（現金取扱員へ委任した事項を除く）	介護保険料の収納・保管事務のうち、出納員が指定するもの
出納係	出 納 員 会 計 員	諸収入金の収納・保管事務、その他上司の命を受けた会計事務	

別表第 2（第 4 条）

出 納 職 員 の 任 免

課 名	出 納 員	現 金 取 扱 員	物 品 取 扱 員
総務課	総務課長	総務係長	総務係長
税務課	税務課長	徴税吏員	滞納徴収係長
国民健康保険課			国保係長
介護保険課	介護保険課長	保険管理係長	介護保険係長
出納係	事務職員		